

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第13節の2 経済連携協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用</p> <p>（製造工場の承認の要件）</p> <p>9の2-1 法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに行う。</p> <p>(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。 イ及びロ（省略） ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合 ニ～ヘ（省略）</p> <p>(2)（省略）</p> <p>（製造工場の承認申請書の添付書類）</p> <p>9の2-5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 「社内管理規定」は、<u>関税法基本通達43-2に掲げる規定を参考として申請者が整備するものとする。なお、社内管理規定の内容を変更した場合には、変更後の社内管理規定を遅滞なく提出するものとする。</u></p> <p>(5)（省略）</p>	<p>第13節の2 経済連携協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用</p> <p>（製造工場の承認の要件）</p> <p>9の2-1 法第9条の2第1項<u>《経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》</u>に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに行う。</p> <p>(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。 イ及びロ（同左） ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合 ニ～ヘ（同左）</p> <p>(2)（同左）</p> <p>（製造工場の承認申請書の添付書類）</p> <p>9の2-5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>(4) 「社内管理規定」は、<u>関税法基本通達34の2-9（社内管理規定の整備）</u>に規定する貨物管理に関する社内管理規定とする。</p> <p>(5)（同左）</p>